



保険・年金

国民健康保険

加入するとき、やめるとき

問 保険年金課 資格給付担当 ☎21-8776

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していないすべての方が加入しなければなりません。

●加入

- ①職場の健康保険などをやめた ②市外から転入した
- ③出生したなど

●脱退

- ①職場の健康保険などに加入した ②市外へ転出する
- ③死亡したなど

●記載内容に変更が生じた

- ①住所を異動した ②世帯主を変更した
- ③氏名を変更した

このようなときは14日以内に**保険年金課**で手続きをしてください。なお、必要な書類などは保険年金課にお問い合わせください。

療養の給付と各種給付の手続き

問 保険年金課 資格給付担当 ☎21-8776

被保険者が病気やけがをしたとき、病院にマイナ保険証または資格確認書を提示することにより、一部負担金として医療費の3割（未就学児は2割、70歳から74歳までの方は2割または3割）を支払うだけで医療を受けることができます。残りは保険者である平塚市が支払います。

●療養費の支給

旅行中の急病など、マイナ保険証または資格確認書を提示できずに治療を受け医療費を支払ったときは、後日、診療報酬明細書の写しと領収書を添えて申請していただくことで、給付割合に応じた額を支給します。なお、次の場合も療養費として支給します。

- ①柔道整復師による施術（脱臼・骨折に対する施術には医師の同意書が必要）
- ②はり・きゅう・マッサージ（医師の同意書が必要）
- ③治療用装具などに必要とした費用（医師の証明書、領収書および装具の内訳書が必要）
- ④海外でやむを得ず診療を受けた場合（診療内容明細書、領収書とそれらの翻訳、渡航歴の分かるパスポートなどの提示が必要）

●移送費の支給

医師または歯科医師の指示により、移動が困難な重病人が緊急その他やむを得ず移送した際に費用が生じた場合（医師または歯科医師の意見書・領収書が必要）。

●高額療養費の支給

月ごとに、一部負担金が一定額を超えた場合は、その超えた金額を支給します。なお、該当する方には診察を受け

た月の約2、3カ月後に申請書を送付します。

●出産育児一時金・葬祭費の支給

被保険者が出産したときは原則50万円、死亡したときは5万円を申請により支給します。出産育児一時金は、直接支払制度を利用する場合、医療機関に直接払い込まれます。出産費用が50万円を超える場合は、超えた分を医療機関にお支払いいただき、50万円未満のときは、その差額を支給します。必要書類等はお問い合わせください。

国民健康保険税の決め方、納め方

問 保険年金課 保険税担当 ☎21-8775

国民健康保険税は国民健康保険事業の費用に充てるため、国民健康保険に加入する世帯の世帯主が支払う税金です。40歳から64歳までの方が加入している場合は、介護保険料（介護分）も合わせてお支払いいただきます。国民健康保険税は、次の3方式によって、条例で定める税率により算出した合計額となります。

- ①前年所得額を基準として算出する所得割
- ②加入被保険者にかかる均等割（1人につき）
- ③加入世帯にかかる平等割（1世帯につき）

●納付時期

第1期分が6月末で、以降毎月末の年10回納付となります。また、災害やその他の事情によりお支払いが困難になったときは、減免の対象になる場合がありますのでご相談ください。

●年金からの天引き（特別徴収）

公的年金などを受給している一定の条件に該当する世帯については、国民健康保険税が年金から天引き（特別徴収）されます。

後期高齢者医療制度

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎21-9768

75歳以上の方と一定の障がいがある65歳から74歳の方の医療制度です。運営主体はすべての市町村が都道府県ごとに加入する「後期高齢者医療広域連合」となり、市は各種申請の受付と保険料徴収を行います。

届け出が必要なとき

- ①市外から転入したとき ②市外へ転出するとき
- ③死亡したとき ④市内で住所を異動したとき
- ⑤氏名を変更したとき

は14日以内に、**保険年金課（111番窓口）**で手続きをしてください。なお、必要な書類は市ウェブで確認されるか、保険年金課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。



口座振替と税の社会保険料控除

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、原則、年金天引きもしくは口座振替でのお支払いとなっています。口座振替の申し込みは、市の窓口や平塚市取り扱い金融機関のほか、口座振替依頼はがきやウェブで簡単にお手続きできます。

また、お支払いになった国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、住民税・所得税の社会保険料控除の対象になります。忘れずに申告してください。

療養の給付と各種給付の手続き

被保険者が病気やけがをしたとき、病院にマイナ保険証または資格確認書を提示し、医療費の一部負担金（収入所得に応じて1～3割）をお支払いいただきます。残りは、保険者である県後期高齢者医療広域連合が支払います。

●療養費の支給

旅行中の急病など、マイナ保険証または、資格確認書を提出できずに治療を受け全額医療費を支払ったときは、後日、診療報酬明細書と領収書を添えて**保険年金課（111番窓口）**に申請してください。給付割合に応じた額を支給します。

なお、次の場合も療養費として支給します。

①柔道整復師による施術

（脱臼・骨折に対する施術には医師の同意書が必要）

②はり・きゅう、マッサージ

（医師の同意書が6カ月ごとに必要）

③治療用器具などに必要とした費用

（医師の証明書または指示書、領収書および器具の内訳書が必要）

④海外でやむを得ず診療を受けた場合

（診療内容明細書、領収書とそれらの翻訳、渡航歴の分かるパスポートなどの提示が必要）

●高額療養費の支給

月ごとに一部負担金が一定額を超えた場合は、その超えた金額を支給します。なお、該当する方には、県後期高齢者医療広域連合から申請書を送ります。**保険年金課（111番窓口）**に申請してください。

●葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは葬祭を行った方に5万円を支給します。**保険年金課（111番窓口）**に申請してください。

※支給は県後期高齢者医療広域連合が行います。

保険料の決め方、納め方

保険料は治療にかかった医療費（本人負担分を除く9割分～7割分）の一部に充てるため、被保険者一人一人にかかるものです。保険料は、以下の2方式によって県後期高齢者医療広域連合が定める保険料率により算出した合計額（賦課限度額があります）となります。

①前年所得を基準として算出する所得割

②被保険者全員が均等に負担する均等割

保険料の納付方法は原則として、年金から天引き（特別徴収）となります。年金天引きができない方は原則口座振

替で、口座振替ができない方は納付書でお納めください。なお、年金天引き該当の方でも、口座振替を選択することができます。詳細は、7月中旬ごろに送付する納入通知書をご覧ください。

国民年金

☎ 保険年金課 国民年金担当 ☎21-8777

加入するには

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は国籍を問わずすべて国民年金に加入し、65歳になると老齢基礎年金を受けることになります。なお、被保険者は次の4つに区分されます。

●第1号被保険者

自営業者・農林漁業従事者・学生・無職などの方です。市の国民年金担当窓口で加入手続きをしてください。

●第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方です。勤務先が加入手続きをします。

●第3号被保険者

第2号被保険者の扶養になっている配偶者です。第2号被保険者の勤務先が手続きをします。第2号被保険者が加入している年金制度が負担するので、国民年金保険料を納める必要はありません。

●任意加入被保険者(希望により加入)

日本国内に住む60歳以上65歳未満の方と、20歳以上65歳未満の在外邦人です。市の国民年金担当窓口で加入手続きをしてください(海外在住の方は管轄の年金事務所)。

市の国民年金担当窓口での加入手続き

こんなとき	必要なもの
厚生年金、共済組合の加入をやめたとき(扶養している配偶者がいる場合は、併せて届け出を)	マイナンバーカード ^{※1} (ない方は本人確認書類および年金手帳または基礎年金番号通知書)、退職年月日の分かる書類
配偶者の扶養からはずれたとき(離婚したときや収入が増えたとき)	マイナンバーカード ^{※1} (ない方は本人確認書類および年金手帳または基礎年金番号通知書)、扶養からはずれた年月日が分かる書類
任意加入するとき、やめるとき	マイナンバーカード ^{※1} (ない方は本人確認書類および年金手帳または基礎年金番号通知書)、預金通帳(加入時のみ)、通帳印(加入時のみ)

※1「iPhoneのマイナンバーカード」による本人確認はできません。
※このほかに必要な書類がある場合もあります。事前に、**保険年金課国民年金担当**にお問い合わせください。

納付が困難なとき

保険料の納付が困難なときは、市の国民年金担当窓口にご相談ください。

●保険料免除制度

収入が少ないときや、天災・失業・倒産などで納付が困難なときはご相談ください。「本人」「配偶者」「世帯主」の前年所得により審査し、承認されると、保険料の全額～4分の1が免除になります。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、就職が困難なときや、収入が少ないときはご相談ください。「本人」「配偶者」の前年所得により審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例制度

学生本人の前年所得が128万円以下のときにご相談ください。承認されると、保険料の納付が猶予されます。この制度は、夜間部・定時制・通信制の学生も利用できます。

公的年金制度のしくみ

国民年金は、すべての方に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障がいが残ったときや、生計維持者が死亡したときの不測の事態にも備えます。

自営業の方や学生、失業中の方、厚生年金や共済年金に加入している方やその配偶者も、すべて国民年金の加入者となります。

会社員の場合、「厚生年金」加入対象となり、老齢基礎年金に上乗せ給付になります。

基礎年金は65歳に達したら老齢基礎年金、病気や事故などで障がいが残ったら障がい基礎年金、また生計を維持している方が死亡したときは遺族基礎年金があります。

国民年金の独自給付

●付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納

給付

種類	支給要件				
老齢基礎年金	原則として、10年以上保険料を納めた方が65歳になったときに支給します。 <受けられる年金(年額)の計算式> $831,700円^{※1} \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{月}} + \frac{\text{全額免除月数}}{\text{月} \times \frac{1}{3}} + \frac{\text{月} \times \frac{1}{2}}{\text{月} \times \frac{1}{2}} + \frac{\frac{1}{4} \text{納付月数}}{\text{月} \times \frac{1}{2}} + \frac{\text{月} \times \frac{5}{8}}{\text{月} \times \frac{5}{8}} + \frac{\text{半額納付月数}}{\text{月} \times \frac{2}{3}} + \frac{\text{月} \times \frac{3}{4}}{\text{月} \times \frac{3}{4}} + \frac{\frac{3}{4} \text{納付月数}}{\text{月} \times \frac{5}{6}} + \frac{\text{月} \times \frac{7}{8}}{\text{月} \times \frac{7}{8}} \right)$ ※昭和31年4月1日以前生まれの方は、829,300円となります。 480月(加入可能月数) 全額免除、一部納付の見方： 平成21年3月以前の保険料免除期間 、 平成21年4月以後の保険料免除期間 (注)●保険料納付済月数には、第2号被保険者(20歳から60歳まで)および第3号被保険者の期間も含まれます。 ●一部納付(4分の1納付・半額納付・4分の3納付)の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納扱いとなります。 ●学生納付特例期間、納付猶予期間は、追納されない場合、年金額には反映されません。 ※付加保険料を納めていた方は、付加年金が加算されます。				
	障がい基礎年金	一定の保険料を納めた方や20歳になる前や、国民年金加入中に病気やけがをして政令で定められている障がいの状態になったときに支給します。 <受けられる年金(年額)> ●昭和31年4月2日以降生まれの方：1級障がい 1,039,625円 2級障がい 831,700円 ●昭和31年4月1日以前生まれの方：1級障がい 1,036,625円 2級障がい 829,300円 ※18歳に達する年度末までの子、もしくは1・2級の障がいがある20歳未満の子がいる場合、子の人数により加算があります。			
遺族基礎年金	一定の保険料を納めた方や老齢基礎年金を受けられる資格期間のある生計維持者が亡くなったとき、子と生活している配偶者や子に、子が18歳に到達した年度末まで(1・2級の障がいのある子の場合20歳になるまで)支給します。 <受けられる年金(子1人のときの年額)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子のある配偶者が受け取るとき</th> <th>子が受け取るとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和31年4月2日以降生まれの方：1,071,000円 昭和31年4月1日以前生まれの方：1,068,600円 ※子の人数により加算があります。</td> <td>831,700円 ※子の人数により受けられる金額が変わります。</td> </tr> </tbody> </table>	子のある配偶者が受け取るとき	子が受け取るとき	昭和31年4月2日以降生まれの方：1,071,000円 昭和31年4月1日以前生まれの方：1,068,600円 ※子の人数により加算があります。	831,700円 ※子の人数により受けられる金額が変わります。
子のある配偶者が受け取るとき	子が受け取るとき				
昭和31年4月2日以降生まれの方：1,071,000円 昭和31年4月1日以前生まれの方：1,068,600円 ※子の人数により加算があります。	831,700円 ※子の人数により受けられる金額が変わります。				

(年金額は令和7年度のもので)

母子の健康

問 健康課 ☎55-2111

ひらつかネウボラーム はぐくみ ☎59-9570

母子健康手帳

妊娠したら妊娠届出書を提出して、「母子健康手帳」を受け取ってください。この手帳は、子どもと母親の健康状態を記録する大切なもので、乳幼児健康診査や予防接種を受けるときに必要になります。

“ひらつかネウボラーム はぐくみ”（こども家庭センター）に電話で予約していただき、面談の上交付します。

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査 1カ月児健康診査

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1カ月児健康診査の費用の一部を補助する制度を実施しています。母子健康手帳と同時に補助券を交付しています。

妊婦歯科健康診査

指定医療機関で妊婦の歯科健康診査を実施しています。

Hello Baby ～育児体験～

妊娠24週以降の妊婦とそのパートナーを対象に、人形を使った赤ちゃん抱っこ、おむつ交換、妊婦体験などを行ったり、出産・育児についての心配や不安にお答えします。

寄り添い支援アンケート

妊娠期から出産・産後まで専門職が見守ります。妊娠8カ月頃にアンケートのご案内をお送りします。アンケートの内容に応じて専門職がご連絡します。

産後メンタルヘルス相談

妊産婦やその家族を対象とした、臨床心理士による心の不調に関する個別相談です。（無料）

産後ケア事業

出産後4カ月未満（36週6日までに出産した方は修正月齢で4カ月未満）の母と子で出産後の体調不良や育児不安がある方を対象に、デイサービス（6時間・3時間）、ショートステイ（宿泊）・アウトリーチ（訪問）をご利用いただけます。（要事前申請・利用回数制限・利用者負担金あり）

産前・産後ヘルパー派遣事業

妊婦や出産後6カ月未満の母親がいる家庭のうち、体調不良等により家事や育児のサポートが必要な家庭に対して、ヘルパーを派遣します。

（利用回数制限・利用者負担金があります）

こんにちは赤ちゃん訪問・育児相談

4カ月までの乳児の全戸訪問を実施しています。妊産婦・乳幼児を対象に、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などによる相談を定期的に開いています。保健センターに電話・来所等で相談することもできます。

乳幼児健康診査

4カ月児、8～10カ月児、1歳6カ月児、2歳児（歯科）、3歳児の健康診査を実施しています。

各種健康診査や相談、教室などの日程を記したカレンダーを保健センター、市役所、公民館などでお配りします。

子育て教室

出産を控えた方のための「母親父親教室」や、乳幼児の月齢や成長に合わせた「歯みがき教室」・「離乳食教室」などを実施しています。

不妊治療（先進医療）費助成

医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成します。

不育症治療費助成

不育症の診断を受け、治療を受けた方を対象に治療費の一部を助成します。

小児医療費の助成

問 こども家庭課 ☎21-9844

18歳に達した後の最初の3月31日までの児童が病気などで通院・入院した場合に、保険診療分の自己負担額を助成します。

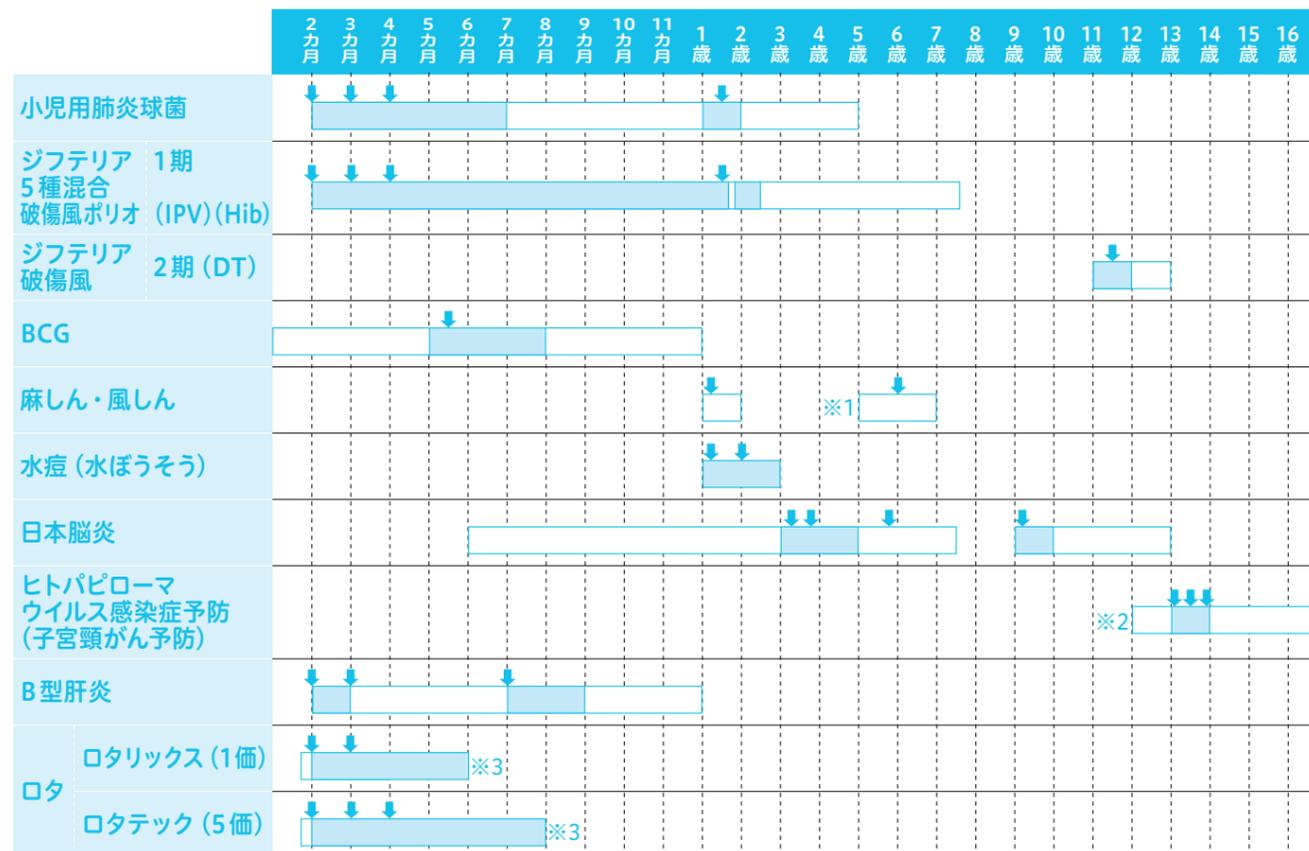
予防接種

健康課 ☎55-2111

予防接種は、医療機関で実施しています。対象年齢になったら、忘れずに予防接種を受けましょう。

接種対象年齢

↓ 接種 □ 通常接種が実施されている年齢 □ 接種が定められている年齢



※1. 小学校就学前の1年間 ※2. 小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子。ワクチンの有効性と、副反応が起こるリスクを十分に理解した上で接種してください。 ※3. 出生6週から接種可能です。ロタリックス(1価)は2回接種、ロタテック(5価)は3回接種となります。

児童の福祉

問 保育課、こども家庭課、青少年課 ☎23-1111

児童に関する手当

●児童手当

18歳に達した後の最初の3月31日までの児童（高校卒業前の児童）を養育している方に、原則として申請をした翌月分の手当から支給します。支給額は、3歳未満は月額15,000円、3歳以上10,000円（第3子以降は30,000円）となります。

●児童扶養手当

母子・父子家庭またはその父母に代わって児童（18歳に

なつて最初の3月31日までの児童または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある者）を養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限や支給要件があります。

●特別児童扶養手当

精神、知的または身体障がいなどで、政令に定める程度以上の障がいのある20歳未満の子を養育している方に、手当を支給します。ただし、所得制限があります。

広告

産婦人科 MAP3区 E-3

温かく見守る個人医院ならではの診療、看護を目指しています。

小清水産婦人科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～11:30	●	●	●	●	●	●	●	●
14:00～16:45	●	●	●	●	●	●	●	●

■平塚市徳延1-16-20
■TEL:0463-35-0310
■URL:http://www.koshimizu.or.jp/ Pあり(30台)

ひとり親家庭などの医療費助成

母子・父子家庭またはその父母に代わって児童(18歳になって最初の3月31日までの児童、20歳未満で高等学校に在学している児童または政令の定める程度の障がいのある児童)を養育している家庭が病院にかかった場合に、保険診療分の自己負担額を助成します。ただし、所得制限や支給要件があります。

子どもの保育などが必要なとき

- 保育所 ▶P58、73、74
- 認定こども園 ▶P58、74
- ファミリー・サポート・センター ▶P19、71、74
- 放課後児童クラブ(学童保育) ▶P56、57
- 麦・もんもん病児保育室
問 ☎75-9677 松風町23-51-1 2階 ▶P19、74
- こいこ すまいるーむ
問 ☎79-5139 岡崎238-1 ▶P19、74
- 平塚保育園病後児保育室「なでしこ」
問 ☎22-0058 宮の前4-13 ▶P19、74

子どもの育ちをサポート

- こども発達支援室くれよん ▶P70
- 発達が気になるお子さんへの福祉サービス
利用を希望する方は、申請が必要です。詳しくは、こども発達支援室くれよんにお問い合わせください。

子どもへの虐待を見つけたとき

子どもを怒鳴る声や子どもの泣き声があるなど、虐待かなと思ったときや、子育てで気になる家庭を見つけたらご連絡ください。通報していただいた方の秘密は守ります。

問 こども家庭課 ☎21-9843

ヤングケアラーの支援

大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども・若者の相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

問 こども家庭課 ☎21-9843

休日・夜間の急患診療

- 問 休日・夜間急患診療所(医科)☎55-2145 FAX55-2196
(歯科)☎55-2176 FAX55-2197
- 休日や夜間に急病やけがをしたときは、休日・夜間急患診療所をご利用ください。診療科目以外をご希望の方は、電話またはFAXで問い合わせしてください(FAXでの問い合わせは、受付時間内をお願いします)。
- ※月～土曜日は平日診療。日曜日、祝日、12/29～1/3は休日診療です。

- 休日・夜間急患診療所 ▶P72

●診療科目

休日(昼間) 内科、小児科、外科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科
平日・休日(夜間) 内科、小児科、外科
※ただし、眼科・耳鼻咽喉科は毎月第2・4日曜日の実施。ゴールデンウィークや年末年始の、眼科・耳鼻咽喉科の診療日についてはお問い合わせください。

●受付時間

休日(昼間) 午前9時～午前11時30分
(歯科は午前9時30分から)
午後1時30分～午後4時30分
平日・休日(夜間) 午後7時～午後10時30分

●二次救急

症状が重い場合、入院が必要な場合は、二次救急医療機関が対応します。当番病院・診療科目などは病院案内テレフォンガイダンス☎050-1807-4199でご確認ください。

●救急医療相談

急な病気やケガの際に、家族での対処方法や医療機関の受診、救急車を要請した方がよいか等の電話相談ができます。#7119

大人の健康

問 健康課 ☎55-2111

健康手帳

各種健康診査・がん検診の結果や血圧・体重の測定値などを健康手帳に記入して、毎日の健康管理にお役立てください。厚生労働省ウェブから「健康手帳」をダウンロードしてご利用ください。

健康教室

日頃の生活習慣を見直し、健康づくりに役立てていただけるように、生活習慣病予防のためのさまざまな健康教室を開催しています。

健康相談

高血圧・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病や日頃の健康についての相談を保健師・管理栄養士などが受けます。

健康診査

生活習慣病の予防のために、指定医療機関で健康診査を実施しています。

●平塚市こくほ特定健診または人間ドック

…40歳以上74歳以下の方で、国民健康保険の加入者

問 保険年金課 ☎72-7266

●後期高齢者健康診査…75歳以上の方など

問 保険年金課 ☎72-7266

●その他健康診査…40歳以上の生活保護受給者・中国残留邦人等および特定配偶者支援給付受給者

問 健康課 ☎55-2111

がん検診

胃がん(バリウム検査は40歳以上の方、内視鏡検査は50歳以上の方)・肺がん・大腸がん(40歳以上の方)、前立腺がん(40・45・50・55・60歳の男性)、子宮がん(20歳以上の女性)、乳がん(40歳以上の女性)の検診および結核健康診断(65歳以上)を実施しています。受診方法などは通知でお知らせします。検診費用は次のとおりです(70歳以上の方は無料)。

	検診名	費用
施設検診	胃がん検診(内視鏡検査)	5,000円
	大腸がん検診	600円
	肺がん検診(胸部)	1,000円
	肺がん検診(胸部+喀痰検査)	1,700円
	前立腺がん検診	1,000円
	子宮頸がん検診	2,500円
集団検診	子宮頸がん検診+体がん検診	4,000円
	乳がん検診(マンモグラフィ検査)	2,000円
	胃がん検診(バリウム検査)	1,400円
	大腸がん検診	500円
	子宮頸がん検診	1,000円
	乳がん検診(マンモグラフィ検査)	2,000円
	結核健康診断(胸部エックス線検査)	無料

成人歯科健康診査

20・30・40・50・60・70歳の方を対象に、医療機関で実施しています。実施期間や指定医療機関は、個別通知でお知らせします。

▶費用 1,000円、口腔がん検診を受診した場合は1,100円(70歳の方は無料)

肝炎ウイルス検診

40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、指定医療機関で実施しています。

▶費用 1,200円(70歳以上の方は無料)

訪問指導

生活習慣病などを予防し、心身ともに健康な生活が送れるよう、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などがご自宅に訪問し、相談・助言をします(介護保険で、要介護認定を受けている方は除く)。

インフルエンザ予防接種 新型コロナウイルス感染症予防接種

接種日時時点で対象の方に指定医療機関で実施しています。

- ▶対象 ①65歳以上の方
②60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいのある方(障がい者手帳1級程度)
- ▶費用 インフルエンザ予防接種:1,600円(予定)
新型コロナウイルス予防接種:5,000円(予定)

高齢者用肺炎球菌予防接種

接種日時時点で対象の方に指定医療機関で実施しています。

- ▶対象 ①65歳の方
②60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいのある方(障がい者手帳1級程度)
- ▶費用 3,000円

高齢者帯状疱疹予防接種

令和9年4月1日時点で対象の方に指定医療機関で実施しています。

- ▶対象 ①65歳の方
②60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障がいのある方
③70、75、80、85、90、95歳の方
- ▶費用 生ワクチン:2,800円、不活化ワクチン:7,200円

障がい者・障がい児の福祉

問 障がい福祉課 ☎21-8774

身体障がい者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫に障がいのある方は、身体障がい者手帳の交付を受けることができます。障がいの程度によって1級から6級まで区分されます。身体に障がいのある方がさまざまな福祉制度を利用するためには、この手帳が必要になります。なお、この手帳の判定は県立総合療育相談センターが行います。

療育手帳

知的障がいのある方は療育手帳の交付を受けることができます。障がいの程度によってA1、A2、B1、B2の4つに区分されます。なお、知的障がいのある方が療育手帳の交付を受けるためには、県立総合療育相談センターまたは県児童相談所の判定を受ける必要があります。

広告

医療機器総合商社 介護・福祉用具 MAP2区 C-3
 湘南の皆様にご愛顧いただき74年 医療機器、介護・福祉用具の総合商社
株式会社いわしや西方医科器械
 医療器具・機器・用品を取り扱っています。一般の方へもホーム用品を中心に介護・福祉用具を取り扱っておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。
 ■平塚市明石町15-24
 ■TEL:0463-21-1231 ■FAX:0463-21-1373
 ■営業時間:9:00～18:00 ■定休日/土曜・日曜・祝日・夏季休業日・年末年始
 ■URL:http://iwashiya-nishikata.com/ ■E-mail:nishikata-h@iwa-nishi.co.jp

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が交付を受けることができます。障がいの程度によって1級から3級まで区分されます。精神に障がいのある方がさまざまな福祉制度を利用するためには、この手帳が必要になります。なお、この手帳の判定は県精神保健福祉センターが行います。

日常生活用具

身体障がい、知的障がいなどの内容や程度によって、日常生活用具の購入に要する費用の支給が受けられます。

●対象品目 ※所得制限あり

ストマ、電気式たん吸引器、ネブライザー、視覚障がい者用時計、頭部保護帽、FAX、拡大読書器など

補装具

身体障がいの内容や程度によって、補装具の購入、借受けまたは修理に要する費用の支給が受けられます。

●補装具種目 ※所得制限あり

視覚障がい者安全つえ、眼鏡、補聴器、義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、歩行器、歩行補助つえなど

各種手当の支給

心身障がい者福祉手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当などがあります。支給できる条件は、手当によって異なります。

自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)

身体に障がいのある方は、指定の医療機関で医療費の助成を受けられます。精神疾患等によって通院している方にも、医療費の助成制度があります。

重度障がい者医療費の助成

重度の障がいのある方が病院などで診療を受けた場合に、医療保険の高額療養費の限度額を範囲に自己負担分を助成します。

手話通訳・要約筆記

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚や言語に障がいのある方の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

●手話通訳者の設置

毎週月～金曜日(午前9時～午後5時)、障がい福祉課に手話通訳者を設置しています。設置時間を変更する場合があります。詳しくは市ウェブをご覧ください。

広告

<p>障害者施設</p> <p>MAP7図 A-2</p> <p>社会福祉法人 貴 峯</p> <p>貴 峯 荘</p> <p>入所による支援や、就労継続支援、生活介護の通所による支援など総合的に障害者支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。</p> <p>■平塚市達上ヶ丘1-9 ■TEL:0463-31-0617 ■FAX:0463-32-1177 ■URL:http://kihoso.net/ ■E-mail:kihoso-w@vesta.ocn.ne.jp</p>	
--	---

P あり

障がい者(児)相談窓口

平塚市では総合相談窓口として障がい福祉課内に平塚市障がい者基幹相談支援センターを開設しています。平塚市の委託事業として、福祉制度の利用や生活全般についての相談窓口と就労についての窓口を開設しています。地域では民生委員・児童委員、障がい福祉相談員が相談などにあたっています。

※家庭訪問等で不在の場合がありますので、来所前にお電話でご確認ください。

●委託相談窓口

名称	所在地	電話	FAX
サンシティひらつか (主に知的障がい)	浅間町 2-20 1階	73-6988	37-1633
しせん相談室ひらつか (主に身体障がい)	中原 2-11-35 1階	37-1776	36-1414
ほっとステーション平塚 (主に精神障がい)	老松町 2-19-501	25-2728	25-2758

●その他窓口

名称	所在地	電話	FAX
障がい者就業・生活支援 センターサンシティ (就労について)	浅間町 2-20 1階	37-1622	37-1633

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用を希望する方は、申請が必要です。障がい福祉サービスには、主に次のものがあります。

- 居宅介護、同行援護、移動支援など在宅で受けるサービス
- 就労継続支援、就労移行支援、生活介護、地域活動支援センターなどに通うサービス
- 共同生活援助、施設入所支援など住まいのサービスなど
お子さん(18歳未満)については、こども発達支援室くれよん(P70)にお問い合わせください。

障がい者への虐待を見つけたとき

「障がい者虐待防止法」では虐待に気づいた人の通報義務が定められており、匿名でも通報・届出ができます。虐待の通報をした人を特定する情報は外部に漏れることはありません。「虐待かもしれない」と思ったら、すぐに通報してください。

通報・届出・相談窓口:平塚市障がい者虐待防止センター

(障がい福祉課内)

直通電話:☎21-8774 FAX:21-1213